

「(仮称)国立市人権・平和基本条例」素案  
 タウンミーティング及びパブリックコメントに寄せられた意見等の結果について

・パブリックコメント募集期間 平成30年8月3日(金)～平成30年8月23日(木)／ 期間中タウンミーティング全4回開催

・個人情報を含むご意見等は意見の趣旨を損なわない範囲で一部を変更させていただいています。  
 ・同じ方からの同様のご意見については1つにまとめさせていただいています。

番号	意見の概要	意見の回答
<b>名 称</b>		
1	名称は「あらゆる差別の解消を推進する条例」が良い。	名称については検討を重ねて参りましたが、人権の尊重と共にあらゆる多様性が認められてこそ、平和なまちづくりが推進できるという考え方から、「人権」「多様性」「平和」の3つの文言を取り入れた名称にしたいと考え、このような名称としております。
2	条例の名称は「あらゆる差別を禁止し人権を尊重する基本条例」にしてはどうか。	
3	「国立市人間を大切にす平和なまちづくりを推進する基本条例」が良い。	
4	「国立市あらゆる差別の解消推進基本条例」又は「国立市人権・平和基本条例」の2つの名称を提案します。「多様性」を名称の段階で入れる根拠、意義がわかりません。時として「多様性」はその条例の意図することと違って受け取られやすい言葉だと思います。	
5	多様性の尊重を入れることで人種や反差別の色合いが薄められている懸念があるので、市と市民との間で率直な議論をお願いしたい。	
<b>前 文</b>		
6	3項目の様々な人権侵害が羅列されているところに「国籍」を追加の方が良いと思います。	国籍の追加について、再度検討いたします。
7	2項目・3項目は一つの文に統一した方が良い。1項目は下線部を変更して「全ての人を社会的孤立や排除から守り」の方が良い。2項目については、「平和な地域社会なくして人権は守られない」部分は前後と意味が重複しているので削除しても良いのではないかと。また、2項目は下線部を変更して「真の国際平和への道」へ文言を変更した方が良い。2項目4行目の「よって」は不要である。	内容が重複する箇所について、文言の変更を再度検討いたします。
8	「部落出身」は、法令文では通常使用されない言葉のため、文言を再検討した方が良い。	平成28年12月施行の「部落差別の解消の推進に関する法律」において、部落という文言が使われております。引き続き表現については検討いたします。
9	4項目の「ソーシャル・インクルージョン」は「社会的包摂」と但し書きを記載しておいた方が良い。	ソーシャル・インクルージョンは、条例案において根幹にある理念であるため、条文に盛り込むことで言葉の浸透を図りたいと考えております。ただし、解説または日本語訳、注釈を入れるかについて検討いたします。
10	「ソーシャル・インクルージョン」という言葉は市民にとって、なじみが薄く理解されにくいように感じます。注釈を入れる、もしくはもう少し分かりやすい言葉が良いと思います。	
11	前文で「私たち一人一人が互いの多様性を理解し認め尊重し合うことこそ、真の国際平和の道であり、よって、私たちはいかなる人権侵害をも許さず、差別と暴力を撤廃しなければならない」「人種、民族、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがいがあること、疾病、職業、部落出身又はその他の経歴等を理由とした様々な人権侵害が存在し、日常の暮らしの脅威となっている。」とはっきり示されている点にとっても共感いたしました。	ご意見ありがとうございます。引き続き条例の趣旨に沿う内容について検討いたします。
12	「ソーシャル・インクルージョン」ではなく馴染みのある言葉で表現してほしい。	ソーシャル・インクルージョンは、条例案において根幹にある理念であるため、条文に盛り込むことで言葉の浸透を図りたいと考えております。ただし、解説または日本語訳、注釈を入れるかについて検討いたします。
13	前文、目的は大変素晴らしいです。	ご意見ありがとうございます。引き続き条例の趣旨に沿うよう内容について検討いたします。
14	2項目1行目は「日本が加入するあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約等国際人権条約」としてほしい。3項目1行目の部分に「国籍」を追加してほしい。4項目2行目の最初に「不当な差別的言動及び不当な差別的取扱いを許さず」を追加してほしい。	国籍及び不当な差別の禁止について再度検討いたします。
<b>目 的</b>		
15	「部落差別の解消の推進に関する法律」第1条には、部落差別があることを明記した上で「差別のない社会を目指す」と結んでいる。そのような書き方のほうが条例の本来の目的が明確になるのではないかと。	条文の内容について再度検討いたします。
16	「市長、市、市民の責務」ではなく「市長の使命、市と市民の責務」と記載した方が良い。	文言の変更について検討いたします。
17	「基本理念」「目的」が全体的に弱い感じがします。市の姿勢を明確にするために、市としての覚悟、姿勢を記した方がよいと思います。	基本理念及び目的において、市の「差別は許さない」という姿勢を明確に示すための文言を再度検討いたします。

番号	意見の概要	意見の回答
<b>市長の使命、市の責務</b>		
18	市の責務に「必要な施策を積極的に推進しなければならない」とあるが、施策だけでなく、教育及び啓発の視点を入れる必要があります。「市民への啓発」と「課題が生じたときの施策」の2つを入れるべきではないかと思ひます。	教育・啓発の視点及び課題が生じたときの施策については、市としても重要だと考えております。条例案全体の中で再度検討いたします。
19	市長の使命及び市の責務に関しては、一部署の課題ではなく、市の横断的な解決策を検討してください。	市長の使命及び市の責務の内容については、再度検討いたします。
20	市は、暴力・差別に関する調査をする責務があると思ひます。そして、対策を講じる責務があると思ひます。	
21	「審議会の意見を尊重し、」を追加してほしい。また、「市長は、審議会の意見と異なる措置をとる際には、その理由を公表しなければならない」を追加してほしい。	審議会については、「審議会の設置」の項目において、市長の諮問に応じて人権と多様性を尊重する平和なまちづくりを推進するための基本方針その他の施策について調査審議することとしております。市長の使命及び市の責務の内容については再度検討いたします。
22	「市の責務」の3段落目1行目に「審議会の意見を尊重し」を追加してほしい。	
<b>市民の権利、市民の責務</b>		
23	自分も人権侵害を行いかねず或いは行っているかもしれない。市民の責務として課されるのは正直に言えばとても厳しい。	
24	1段落目の「差別や偏見」の文言は、「偏見や差別」の順番の方が良い。	
25	市民の責務の意図は大変理解できるが、ややもすると誤解もありえるかと思ひ、言葉の強さが気になります。市民に理解をいただきながらという過程が必要になってくると思ひます。	市民の責務の内容及び文言について再度検討いたします。
26	「一人一人が異なる存在」という表現に違和感があり、全体的にあたたかい言葉を選んでほしいと思ひます。	
27	市民の責務という言葉は少し異論がある。「市の方針を理解してほしい」という緩やかな言葉の方が良いのではないか。	
28	「直接的或いは間接的を問わず、いかなる人権侵害も行ってはならない」とあるが、何をすべきか、意味が不明確である。人権侵害の主要なものは差別であるが、プライバシー侵害なども人権侵害にあたり、広すぎる。現実におきている人権侵害、とりわけヘイトスピーチを含む差別をなくすため実効性ある条例を作るなら、禁止規定が要であり、人権侵害一般ではなく、差別の禁止条項としてほしい。また、人権侵害といった場合、通常、民法上の不法行為、すなわち、特定の人(たち)の権利の侵害に限定されるが、広義では、〇〇人など、不特定の人への差別的言動も含みうる。「間接的」人権侵害との用語が、不特定の人に対する差別的言動を含むという趣旨なら、そのように明確にすべきである。市民の責務なのだから、市民が読んで、何をすべきか、行動指針として理解できる内容にする必要がある。その趣旨で、東京弁護士会のモデル条例案では5条で禁止行為をできる限りわかりやすい行為類型に細分化して定めており、参考にしてほしい。	あらゆる差別に対する包括的な禁止規定の表現について検討いたします。
29	直接的あるいは間接的を問わずとあるが、間接的差別的の例示が必要で、間接的とは〇〇人と個人を特定しない不特定でも差別的言動は許されないと明確にすべき。	
<b>くにたち平和の日及びくにたち平和推進週間</b>		
30	名称を「くにたち人権・平和の日」と変えるべきではないか。	
31	人権を入れて「くにたち人権・平和の日」及び「くにたち人権・平和推進週間」としてはどうでしょうか。	条例案は、人権の尊重と共にあらゆる多様性が認められる社会があつて、平和なまちづくりが推進できるという考えが根底にあり、「平和」の中に「人権」と「多様性」が包括されていることから、このような名称としております。
<b>基本方針</b>		
32	人権について教育に頼る部分は大きいと思うが、教育委員会が人権についてどのように考えているかを知りたい。	条例案については教育委員会と調整の上、検討しております。引き続き、教育委員会と連携しながら進めてまいります。
33	(2)の人権と多様性と平和に関する意識向上のための教育及び啓発について、市職員、教育関係者の責務に関する研修の実施を要望します。また、(3)相談支援体制の整備に関するについて、多様なバックグラウンドを持ち、その問題をよく理解するマイノリティ当事者が構成員に多数含まれること、また、そうした差別被害の対応の知識と経験を持つコーディネーターを置くことを要望します。相談対応にあたっては、差別事案に関する知識や経験を有する民間団体、専門家と必要に応じて連携を行うことを要望します。	教育及び啓発には市職員や教育関係者を対象に含んでおります。相談支援体制の内容については引き続き検討いたします。
34	2項目(2)1行目に、「学校教育と社会教育、研修」を追加する。また、2項目(3)1行目に「人権侵害救済体制」を追加する。3項目1行目は「審議会の意見を尊重する」としてほしい。	文言について検討いたします。



番号	意見の概要	意見の回答
35	(3)「相談体制の整備」とあるが、差別をなくし、被害者を救済するためには、相談では足りず、就職差別、入居差別やヘイトスピーチなどの差別的行為を明確に違法とする禁止条項と、それに違反する行為があった場合、市長が何らかの措置をとる権限と、その公正さを担保するための審査をする第三者的な専門家による救済機関が必要である。相談をしても、条例に何らの救済手続きがなければ、市民は結局警察に行くか、民事裁判を起こすしかなく、現状と何ら変わらず、ほとんど泣き寝入りするしかない。また、現行法上、〇〇人などの不特定の人に対する差別的言動が行われた場合、何ら救済手続きがないので、相談体制だけでは無意味である。よって、被害者救済のためには条例上、救済手続きを設けることが不可欠である。	差別の禁止及び救済のあり方については条例案全体の中で検討いたします。
<b>推進体制の充実</b>		
36	条例を推進し、実効性のあるものとするため、十分な予算措置を検討してください。	条例施行後、必要な予算措置については検討いたします。
37	1行目に下線部「市は審議会の意見を尊重して」を追加してほしい。	審議会については、「審議会の設置」の項目において、市長の諮問に応じて人権と多様性を尊重する平和なまちづくりを推進するための基本方針その他の施策について調査審議することとしております。市長の使命及び市の責務の内容については再度検討いたします。
<b>審議会の設置</b>		
38	審議会にどのような方を入れるのが大切になる。	
39	当事者を含めた独立した第三者機関を設立してほしい。その際には人種差別の撤廃に関する専門家をいれてほしい。合わせて、被害者救済手続きや心身ケアなどの被害者救済制度の確立も重要である。加えて、差別目的の公共施設の利用制限もガイドラインではなく条例にいれるべきであるが、その際には「迷惑要件」は有害且つ不要である。	
40	多様なバックグラウンドを持ち、その問題をよく理解するマイノリティ当事者が審議会の構成員に含まれることを要望したい。	
41	審議会の設置については大変良いと思いますが、人権問題が発生したとき、行政とは別に第三者機関(例えば問題調整委員会)や有識者を中心に、そこで解決すべきと考えます。	審議会においては、多様な意見を取り入れることが重要であると考えております。審議会の組織の詳細については、条例制定後、規則で定めたいと考えております。また第三者機関の設置を含む救済制度のあり方については再度検討いたします。
42	審議会の委員等には必ず被差別マイノリティ当事者を選任すること。	
43	審議会の設置自体は有意義だが、素案では審議会の任務は施策を調査審議するのみとなっており、市民からの救済申立てについて検討する機能がない。東京弁護士会のモデル条例案を参考に、救済機能を持たせるよう改めるか、別途救済のための独立した第三者機関を設置してほしい。	
44	2段落目のあとに追加をしてほしい。「〇審議会は、市民が被っている差別の是正及び人権救済に関して、市長に対して意見を述べ又は勧告する。」「〇審議会の委員構成は、外国人市民など社会的少数者や女性、しょうがいしゃを半数以上として、議会の承認を得て、市長が委嘱する。」	
45	審議会または第三者委員会には専門的知見を持った人を中心に、被差別マイノリティも加わる構成にしなければならない。単なる「学識経験者と公募委員」にしてはならない。	
<b>その他(事業者の責務)</b>		
46	「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」と同様、事業者に対しての責務も必要である。	
47	働いている職場で問題が起きたときに、経営責任者や事業者は責任を追及されなければいけない。職場はよく被害が起こる場所であるため、事業者の責務は追加してほしい。	事業者等の責務については、追加する方向で検討いたします。
48	市民の責務に加えて、市内の事業者、公共団体についても同等の責務を定めてください。	
49	「事業者の責務」が抜けている。明確にすべき。	
<b>その他(差別禁止規定)</b>		
50	施策を検討するための審議会よりも、人権侵害を救済するための第三者委員会を設置してほしい。第三者委員会には差別や人権の問題に対して見識のある専門的な人が中心に入るべきと思う。また、実際に様々な問題に直面している被差別マイノリティも積極的に加わるべきと考える。	第三者機関の設置を含む救済制度のあり方については、再度検討いたします。
51	差別禁止規定を入れてほしい。	
52	差別の禁止に関しては、目的及び市民の責務等に「差別や偏見をなくすよう努める」「いかなる人権侵害も行ってはならない」と書かれているが、市長及び市の責務として差別を禁止すると規定することで、条例が力を発揮することができると思う。	
53	差別禁止規定と共に、前文にも差別を禁止するという文言を加えてほしい。	
54	明確に差別を禁止する規定があつてほしい。表現の自由があると差別者が言うことがあるが、人を死に追いやる差別の問題がある。	差別の禁止については、市の「差別は許さない」という姿勢を明確に示すため、追加する方向で再度検討いたします。
55	2016年に「ヘイトスピーチ解消法」ができたが解消には程遠く、その中で自治体として模索をされていると思う。具体的な差別の実態はある中、それらをどこに訴え解決していくのか、具体的な解決の方向を地道に手探りして、積み重ねていくことでしか、市民の人権の意識が変わっていくことはないと思う。そのため「差別禁止」の明記と、市民からの申し立てに対して、救済機能を持った第三者機関を設けることだと思う。	

番号	意見の概要	意見の回答
56	差別のない社会を実現するため、条例の文中でしっかり「差別をしてはならない」という差別禁止の思想を盛り込んでおく必要があると思います。建前では「差別はいけない」と誰もが言います。しかし、どこかで何かの拍子に「差別する、している」側になる。差別の加害者として差別をしていたことに気がつくことができれば幸いだが、一方で意識的に差別をする確信犯もいる。色々な人がいるので、確信犯には毅然とした態度で対応してほしい。	
57	差別禁止を明記すべきだと強調したい。差別は犯罪であり、差別者が「表現の自由」を逃げ口上にするなど許さない基本姿勢を明確にしなければならぬ。また何が差別であるかも具体的に列挙すべきだと考える。差別禁止を明確にした上で、被害者の救済規定を明記すべきである。	
58	「差別禁止」の姿勢を明確にしてください。国立市は差別はがき事件、差別貼り紙事件のとき、市報で「しない・させない・許さない」という姿勢を表明して下さいました。この文言をどこかに入れても良いと思います。	差別の禁止については、市の「差別は許さない」という姿勢を明確に示すため、追加する方向で再度検討いたします。
59	「差別」とはどのような行為でしょうか。明文化するのは難しいと思いますが、具体的な記述が必要だと思います。例えば、暴力の禁止ということでは、肉体的又は精神的な危害を加えることを禁止する。その他に、マイノリティへの侮辱的な言論を禁止する、差別や暴力を扇動する行為を禁止する等があると思います。禁止事項のなかでも、公人による差別発言は、最も許されてはいけぬものだと思います。公人による差別は罰するという記述がほしいです。	
60	前文にある「いかなる人権侵害も許さず差別と暴力を撤廃しなければならない」を実現するには、「禁止」することを明確に示さなければならない。	
<b>その他(罰則及び救済制度)</b>		
61	審議会だけでなく、第三者機関による被害当事者の救済機能を設けるべき。	
62	人権侵害があった時に対応できる第三者委員会の設置、人権問題のエキスパートと被差別マイノリティ当事者を入れて常設とすることを求めたい。その意見を求めて、ケースによってはソーシャル・ワーカー等が介入できる姿勢があると良い。	
63	当事者を含めた独立した第三者機関を設立してほしい。その際には人種差別の撤廃に関する専門家をいれてほしい。合わせて、被害者救済手続きや心身ケアなどの被害者救済制度の確立も重要である。加えて、差別目的の公共施設の利用制限もガイドラインではなく条例にいれるべきであるが、その際には「迷惑要件」は有害且つ不要である。	第三者機関の設置を含む、人権侵害等における被害者救済のあり方について、引き続き検討いたします。
64	このような条例できちんと市として方針を出すことは大変素晴らしいと思います。市民と話し合いをして、問題があれば、第三者機関・調整機関みたいなものを学識経験者をに入れてやればよい。	
65	市の施策が守られているのかどうかを審議するための機関も勿論必要であるが、実際に起きた人権侵害や差別の事象に関して、その被害にあっている方を救済する機関を設けることが必要である。	
66	人権侵害は行政によるものより私人間で起きることが圧倒的に多いため、市が私人間の人権侵害に積極的に関わっていくことが必要であると考えます。	人権侵害事案への早急な対策が市としても重要であると考えております。
67	条例の効力と対象について、市民が他市で差別的な扱いを受けた場合の対応(相談、救済等)と効力を再度検討されたい。	他市において市民が人権侵害を受けた場合は、相談は可能であると考えております。引き続き相談支援体制を含む救済のあり方については検討いたします。
68	実際に人権侵害の被害者が置かれている状況を見ると、条例の実効性を高めるために罰則規定を追加することについて検討していただきたい。	条例案においては、罰則規定は設けておりませんが、規定を設ける場合には差別の定義とともに、対象となる行為を限定する必要があると考えております。包括的な人権を扱う本条例案の中で罰則規定を定めることが可能であるか引き続き検討いたします。
69	罰則規定が必要だというご意見がありますが、日常的に差別を受けている者として難しい問題だと思いました。私自身も差別者です。	
70	現状、相談では救えない人権侵害事案が出てきている。東京弁護士会が作成した「人種差別撤廃モデル条例案」は救済措置に力を入れている。救済措置を自治体だけで行うのは難しいため、専門家を含めた第三者機関を設置してほしいと思います。	第三者機関の設置を含む救済制度のあり方については再度検討いたします。
71	国立市が本気で差別を止めて終了させるために具体的で実効性のある条例制定を願います。	
72	理念法であり、どの条項もほぼ努力義務のため、実効性があるのかどうか。差別を受けたり、受けそうになった人がどのように救われるのか、差別をどのように解消するのかを具体的に示してほしい。	
73	罰則規定が無いと、悪質な差別が市内で発生した場合、市は当事者をどう保護するのかきちんと明記してほしい。	条例案においては、罰則規定は設けておりませんが、規定を設ける場合には差別の定義とともに、対象となる行為を限定する必要があると考えております。包括的な人権を扱う本条例案の中で罰則規定を定めることが可能であるか引き続き検討いたします。
74	人権侵害について勧告、警告、公表などの一定のペナルティを課すことを明確に打ち出すべきであると思う。	
75	個人による差別発言は厳しく禁止してほしいと思う。特に公人による差別発言があったときに勧告や警告を行うことを条例に明記してほしい。	



番号	意見の概要	意見の回答
76	「国立市誰もがあたりまえに暮らすためにするのための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」では罰則を設けていない。知らなかったので整備が出来ていなかったということが多くあるため罰則を設けず、市が勧告をしても応じない場合には公表をする方向になった。今回の人権条例で罰則を設けるべきかどうかは分からないが、何らかの実効性や強制力を持たせなければ、画餅になってしまうと思うので、再度方向性を示してほしい。	条例案においては、罰則規定は設けておりませんが、規定を設ける場合には差別の定義とともに、対象となる行為を限定する必要があると考えております。包括的な人権を扱う本条例案の中で罰則規定を定めることが可能であるか引き続き検討いたします。
77	ヘイトスピーチだけでなくヘイトクライムの問題も今出て来ています。条例の一人一人が守られるということは大変素晴らしいことですが、具体的に何が起ってからは困るので、実効性がある条例を策定いただきたい。	
78	国連の人種差別撤廃委員会で日本の人権侵害について審議がされているが、日本には包括的な差別禁止の法律が無いことが一番の大きな問題であると思います。国立市のこれまでの先行的な施策の更に上位の条例を作ろうとしているなかで理念を謳うのであれば、その理念を実現させるための実効性が担保されなくては行けないと考えます。だからこそ、差別を禁止するという文言と、差別が実際に起きた際に市長が判断して、単に相談という形ではなくて審議会にかける必要があります。審議会又は第三者委員会は、専門的な知見を持った人と自ら差別を感じている被差別マイノリティの方も加わるなかで、審議をして、勧告・警告・公表・罰金の手順も含めて検討されるべきではないかと考えます。	差別の禁止については、市の「差別は許さない」という姿勢を明確に示すため、追加する方向で再度検討いたします。また、第三者機関の設置を含む、人権侵害等における被害者救済のあり方について、引き続き検討いたします。審議会の組織の詳細については条例制定後、規則で定めたいと考えております。
79	罰則がないと単なる宣言で終わりがかねない。「悪質」「繰り返し」等の条件が必要だが、「指導」「警告」「公表」「罰金」などを検討してください。	条例案においては、罰則規定は設けておりませんが、規定を設ける場合には差別の定義とともに、対象となる行為を限定する必要があると考えております。包括的な人権を扱う本条例案の中で罰則規定を定めることが可能であるか引き続き検討いたします。
80	違反者に対して罰則を設けることは行政としては難しいと思う。関係官庁の法に従って判断した方が良いと思います。	
81	加害者への措置としては、勧告、警告、氏名公表、公共施設使用禁止、過料などの罰則を明記すべき。また被害者に対する相談体制や救済措置の確立も明記すべきである。	条例案においては、罰則規定は設けておりませんが、規定を設ける場合には差別の定義とともに、対象となる行為を限定する必要があると考えております。包括的な人権を扱う本条例案の中で罰則規定を定めることが可能であるか引き続き検討いたします。第三者機関の設置を含む、人権侵害等における被害者救済のあり方について、引き続き検討いたします。
82	このような条例ができることは高く評価できる。罰則規定を定めることと、被害者救済のための第三者機関を設置することができれば、なお良いものになると思う。	
83	相談体制とは別に、差別による被害が認められ、回復等の支援が必要な場合の救済制度についてもご検討ください。	
84	市では、市内で発生した部落差別事件や在日朝鮮人差別事件などに対して毅然とした対応を行ってきた。亡くなる直前まで人権と平和を訴え続けてきた故佐藤一夫市長の意思を引き継ぎ、差別や人権侵害のない平和な国立市を作り上げる姿勢を明確にするものとして条例を制定しようと意図していることは明白であると思う。その重要な意義を踏まえれば、条例が単に理念を謳うものであってはならず、差別を無くし人権を確立するとともに被害者救済も明確にする等、実効性のある条例にしなければならないと考える。	
85	ヘイトスピーチとしょうがいしゃ差別と部落差別は本質的に同じ問題であると思います。東京弁護士会が作成した人種差別撤廃モデル条例案がありますが、そこにははっきり差別規定が出されています。マイノリティ、少数の人間がマジョリティから謂れもなく人権侵害を受けることを差別というと思っていますので、形は違わないと思います。東京弁護士会のモデル案のなかでは、明確に第三者機関が規定されていて、差別規定も明確にあって、市長の権限で差別があると認めるときには動く。何もかもを差別としている訳ではなく、客観的なプロセスを経て、それでも差別を止めないという場合には、公表、勧告、そして罰則という形があります。	
86	加害者への措置としては、勧告、警告、氏名公表、公共施設使用禁止、過料などの罰則を明記すべき。また被害者に対する相談体制や救済措置の確立も明記すべきである。	
<b>その他のご意見</b>		
87	人権は私が社会であたりまえに生きていくことです。人権は私が自由であたりまえに好きなことができることです。好きなところに住むことです。あたりまえに私が暮らせるような条例を作りたいです。	本条例は、一人一人の人権や多様性が尊重され、誰もが自分らしく暮らすことのできる平和なまちを目指すことを目的としております。条例制定後は、条例の理念を多くの人と共有するため、周知啓発に努めます。
88	条例でいう「平和」という言葉が単に戦争が無いということではないということをもっと市民や子どもたちにも広げていく必要があると思います。	
89	終戦直後に疎開先で随分差別を受けました。その後差別問題に関心を持ちつつ過ぎてきました。国立市で平和、人権のことを話し合い、住みやすい街をつくっていくことに努力したいと思います。	
90	人権と平和のまちづくりの条例を持っている自治体は余り無いと思うので、非常に画期的だと思います。	ご意見ありがとうございます。引き続き条例の趣旨に沿う内容について検討いたします。
91	国立市が人権平和基本条例を作ることには賛成しています。特に人権と平和を結び付けて、それを条例化するという自治体としての取組というのが先進的な取組と高く評価しています。	
92	日本は人種差別撤廃条約を批准しながらも、国際的には対策が遅れてきたと感じている。差別禁止の包括法を作るのは大変意味のあることだと考えます。「国立市誰もがあたりまえに暮らすためにするのための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」や「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」など、どれも大事な条例だが、今回は「基本」条例をつくるということで大きな意味があると思います。市長がこれを作るという判断をしたことは大変評価したい。	
93	条例の制定に関して、表記を西暦表記で統一してほしい。	例規上の表記については、法令に倣って元号表記としております。
94	条例と市の施策に関しても、西暦と元号で併記をしていただきたい。	
95	条例の文章には必ずルビをふってください。	素案の文章はルビ付きとしております。引き続き、誰にとっても分かりやすい情報提供に努めてまいります。



番号	意見の概要	意見の回答
96	市内には様々なハンデを持った方がいらっしゃるの、条例が出来た後に条例を分かりやすく説明したようなものを、当事者の方を交えた形で作成してほしい。また、しょうがいしゃを中心に配布してほしい。	条例施行後に条例を分かりやすく説明するパンフレットを作成し、多くの人に周知してまいります。
97	多様なバックグラウンドを持つ市民への情報提供に向けて、市からの発信物の多言語化に取り組んでください。	関係部署と調整の上、市の発行物の多言語化について引き続き検討いたします。
98	知的障害や精神障害がある人が地域にいた際に、何も考えずに差別的なことを言うてしまうことがある。安全安心と言い過ぎると、多様性が疎かになり、当事者は追い詰められてしまうことがある。市はLGBTのことや人権のことを市報1面で啓発しているが、人権を大切に作る雰囲気づくりをぜひ行ってほしい。	ご意見ありがとうございます。今後も周知方法を工夫し、啓発に努めてまいります。
99	条例ができるのであれば、市内に人権平和資料館ができればいいなと思います。	
100	これまでに差別や人権の問題に取り組んできたグループがあると思います。平和学習なども開催されたことと思います。グループの活動がわかるよう1か所に集め、いつでも閲覧できる施設があるといいと思います。新しく建物を作らなくても「くにたち郷土文化館」を、差別や人権の問題を考える拠点の場所としてもいいと思います。	現時点では新たな施設の設置の予定はございませんが、人権平和に関する情報発信及び資料保存の施策については引き続き検討いたします。
101	差別をする人が認識が足りなかったり無知で行ってしまったような場合は、共に過ごす体験等を通じて認識を変えていくような方法がある。	人権や多様性の理解のためには、教育及び啓発の充実が市としても必要があると考えております。
102	国連で人種差別撤廃委員会の各国の審査が始まっており、日本の審査も行われている。国立市でもいわゆる国連基準で人権意識を先取りしてほしい。市では障害者の権利条約が批准される前から、先進的にしょうがいしゃ施策に取り組んできた実績がある。国連の研究と東京弁護士会が作成した「人種差別撤廃モデル条例案」をぜひ参考にしてほしい。弁護士会の案を参考に、差別行為を認定するために差別行為とは具体的に何を指すのかを検討してほしい。	東京弁護士会作成の「人種差別撤廃モデル条例案」について、参考とした上で、引き続き条例の文言を検討いたします。
103	人権や多様性を尊重する平和なまちづくりのための条例の策定については素晴らしいことだと思います。条例は定めた後が肝心です。私たち市民が主体性を持たなければならないと思いますが、形にしたものをいかに推進させ、実行していくかにもご尽力ください。	ご意見ありがとうございます。引き続き条例の趣旨に沿う内容について検討いたします。
104	人権侵害を受けた子どもの訴えを受け止めることができる条例になるのか気になります。	本条例案は、子どもを含めたすべての市民のための条例となっております。個別の人権救済に関しては、条例全体の中で改めて検討いたします。
105	本日22日のタウンミーティングが終了した後、すぐにパブリックコメントの募集が終了してしまうのがおかしい。パブリックコメントの募集期間を1～2週間延長して受け付けるという形でもよいのではないかと。	再度パブリックコメントの実施を検討いたします。 (平成30年9月5日(水)～平成30年9月25日(火)に再度パブリックコメントを実施)
106	市民の「人権侵害に関する申し立て」に対して有識者・専門家からなる第三者機関などで審議・調査し差別扇動的行為があったり人権侵害の恐れがある場合には市長がこれを公表し、「国立市はこのような言動を許さない」事を毎回言明するようにしてください。	第三者機関の設置を含む、人権侵害等における被害者救済のあり方について、引き続き検討いたします。
107	国立市の多様性を脅かすような言動を繰り返し、国立市内でも同様の言動を行う恐れのある団体に対して、市は公共施設の貸し出しを行わない。その判断に関し、市長は有識者・専門家からなる第三者機関に諮問することができるようにしてください。	本条例案においては、公共施設の利用に関する制限規定を設けることは考えておりませんが、公共施設利用のあり方について引き続き検討いたします。
108	市が差別扇動と認定した事案については訴訟支援をしてください。現在も被差別部落の地域や被差別部落出身者のプライバシーをインターネット上で公開したり、いわゆるヘイトクライムを扇動し、ヘイトスピーチを路上やインターネットで繰り返す個人や団体に対し、差別攻撃の対象となっている多くの当事者は、沈黙を強いられています。差別扇動に対して当事者が裁判などに訴える場合にはさらにとても大きな負担がのしかかります。	本条例案においては、訴訟支援の規定を設けることについては考えておりませんが、条例上の趣旨等の観点を含めて引き続き検討いたします。
109	多様性、ダイバーシティ、ソーシャルインクルージョン等の言葉は解釈が曖昧にされたりしがちな言葉であると思います。条文の中にはそのような文言を入れない方が良くと思う。	ソーシャル・インクルージョンは、条例案において根幹にある理念であるため、条文に盛り込むことで言葉の浸透を図りたいと考えております。ただし、解説または日本語訳、注釈を入れるかについて検討いたします。
110	誰もが加害者にも被害者にもなり得る世の中だからこそ、教育や啓発活動が必要だと思います。それを有効なものにしていく手だてとして、市民の実態調査(意識調査)が必要。推進体制、審議会、救済、いろいろなことが必要になってくるが、条例がその根幹となるものになるはずで。	豊かな人権感覚を育成するためには、市としても教育や啓発活動が重要であると考えております。また、基本方針を策定するための実態調査の追加について検討いたします。
111	素案は全体的にぼんやりしている。以前市議会で採択されたヘイトスピーチを含む人種的及び社会的マイノリティへの差別禁止の法整備ということ、市で具体化するために作るのではないかと。ヘイト団体が公的会場を借りたいと言ったときに貸さないことができるのか、そのときに有効に働く条例なのかということが今必要なのではないかと。連携や調査ではこの問題は解決できないと感じる。	本条例案においては、公共施設の利用に関する制限規定を設けることは考えておりませんが、公共施設利用のあり方について引き続き検討いたします。
112	人権侵害や差別が社会的に大きく問題となっている現在、全国に先駆ける形で「人権・平和基本条例」を制定しようとする国立市の姿勢は高く評価できる。市ではこれまで、しょうがいしゃ、子ども、LGBTなどの人権に関する条例や平和都市宣言など、多くの人権平和施策を確立してきたが、今回の条例はそれらの宣言や条例の上位に位置づけられるものであり、全国から注目されるものとなっていると思う。	ご意見ありがとうございます。引き続き条例の趣旨に沿う内容について検討いたします。
113	大変素晴らしい内容だと思います。具体的にどのように推進、定着させていくのを見える形にしていただけると更に良いと思います。	
114	現在、ヘイトスピーチやマイノリティの人々に対する差別が日常的に起こっており、なかなか対処できない問題も多くあるなかで、この条例がどれほど実効力を持つのか疑問を感じています。日常で起こる「差別」は誰かが特別なアクションをしなければ、たいていの場合は見過ごされます。また、その実態を、差別を受けた当事者が訴えることは、たとえその意思があったとしても、大変な労力と負担、そして勇気を必要とします。それゆえに、この条例をより実効性のあるものにしていただきたいと思っております。どのようなものが差別に当たるのか、もっと具体的に示してください。東京弁護士会の人種差別撤廃モデル条例案を参考に、実効性のある条例となるよう、ご検討ください。	人権侵害等における被害者救済のあり方について、引き続き検討いたします。また東京弁護士会作成の「人種差別撤廃モデル条例案」について、参考とした上で引き続き条例の文言を検討いたします。

番号	意見の概要	意見の回答
115	私は今回のこの条例案を読んでわくわくしました。高い人権意識を持つ子どもたちが育ってくれると・・・実際に様々な差別が存在すること、その不当さ、痛みを理解する感性が国立では育まれるはずです。条例が施行され、その条例に照らし、1つ1つの訴えや事例に対し、「改めることを求める過程」もつぶさに伝えて頂きたいと思います。人権を尊重する、このあたりまえの事を日本中に発信してくれることを期待しております。	
116	Social inclusionのまちづくり、こんな素晴らしい条例をつくろうとしていた町に市民としていられることに感謝します。いままで私自身は、市政に関して全く無頓着、無関心でした。小さなわが子の存在によって、たくさんの気づきがあり、そこから広い視野で、人権って、平和って、だれもが当たり前を持っている自分らしく生きる権利を享受されるのに、必死に努力している方々がいて、そのおかげで、今の国立市が目指す街づくりがあることを忘れずに、市民の一人として、市政に関心を持ち、常に訴えていきたいと思います。	ご意見ありがとうございます。今後も周知方法を工夫して、啓発に努めてまいります。
117	市が作成する人権条例と市議会議員がつくる条例と一般市民がつくる条例は、それぞれの違いがあります。何か行政の人達が常日頃から行っている人権擁護はありますか。	市では人権擁護の取り組みとして、人権週間期間におけるイベントの実施等の教育・啓発事業及び人権擁護委員による人権相談を始めとした相談支援事業等を中心に多様な取り組みを行っております。
118	市が人権擁護を言える資格があるのか。市は「立場上のそのような言動をお話」するだけで、個々の腹の内は異なる意見をお持ちのように思います。	
119	行政の人が何か身近なところで努力していればと思いますが、例えば障害者や母子家庭や老老介護や独居老人に寄り添うことをしていますか。職員の再教育が必要です。行政マンは型だけで済まそうとする傾向が多くあります。市民との距離が遠のくだけで、積み重ねがないと説得力はありません。	市の人権意識に関してのご意見として受け止めさせていただきます。条例案の制定とともに、一層の人権意識の向上に努めてまいります。